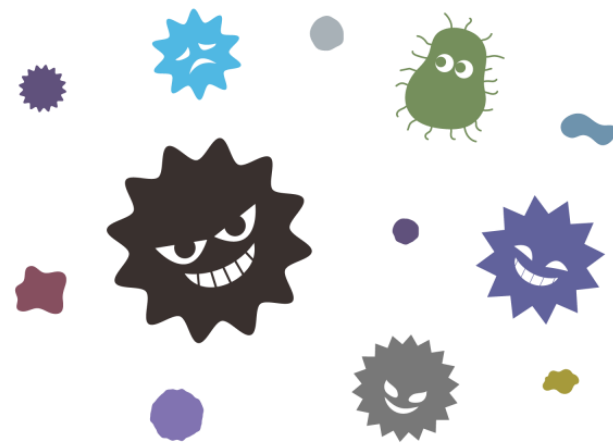


新型コロナウイルス感染の疑い または濃厚接触の可能性がある場合の 行動マニュアル



【感染の疑いある場合】

新型コロナウイルス感染者との濃厚接触など、感染の疑いがある場合は、抗原検査またはPCR検査をし検査結果が出るまで自宅待機をしてください。検査の結果、陽性であることが判明した場合、医師・保健所の指示に従い感染のリスクがなくなるまで休業してください。

⇒この場合、都道府県知事が行う就業制限による休業であるため**欠勤扱い**になります。

※有給休暇の取得 OK

体調に無理のない範囲で、発症するまでの行動歴などの必要な情報の報告をお願いします。

尚、検査結果が陰性だった場合、体調が良ければ翌日より勤務可能です。



※別紙フローチャート図でチェック！

【欠勤した場合の保障】

傷病手当金は、健康保険の被保険者が業務外での病気やけがのため仕事を休み事業主から十分な報酬が得られない場合、被保険者やその家族の生活を保障するため設けられた制度です。要件を満たした場合、支給されますので詳しくは協会健保へご確認ください。※手続きの際、事業主が記入する書類に関しては総務まで連絡して下さい。

＜支給要件＞

被保険者が療養（入院か自宅療養かを問わない。）のため働くことができず、連続して3日以上休業した場合（この3日間を「待期期間」と言う。）、一般的に4日目の休業日から傷病手当金が支給される。

しかし、療養のための休業期間について事業主から給与等が支払われた場合、あるいは同一の傷病により障害厚生年金を受けている等の場合は傷病手当金の支給額が調整されます。

なお、待期期間の3日間に有給休暇を取得しても構いません。

新型コロナウイルスの症状がある、
濃厚接触者になった。

※体調に無理のない範囲で、発症するまでの
行動歴などの必要な情報を報告しましょう。



速やかに抗原検査を実施
(キット使用)



陽性の
診断が出た



欠勤扱い

陰性の
診断が出た



体調が良ければ通常出勤
(園や家族の状況による)

濃厚接触者の場合



症状が出なければ
4日目、5日目に検査。
陰性が確認されたら
5日目から出勤OK



自宅待機期間

休業補償(6割補填)